

第5節 基本方針に基づく施策の展開

1 施策の体系

基本方針に基づく施策の体系は次のとおりです。

表2-17 施策の体系

施策と主な取組			
基本方針1 ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充	基本方針1-1 家庭系ごみ 基本方針1-2 事業系ごみ	施策1-1-1 2Rの推進	(1) 家庭系生ごみの減量 (2) 使い捨てプラスチックの削減 (3) リユースの普及・拡大
		施策1-1-2 分別の徹底	(1) 分別意識の醸成 (2) ごみ組成の調査 (3) 不適正排出の調査・指導
		施策1-1-3 資源化の検討	(1) 生ごみの資源化 (2) 紙おむつの資源化
		施策1-2-1 2Rの推進	(1) 事業系生ごみの減量 (2) 拡大生産者責任に基づくごみの削減
		施策1-2-2 適正排出の徹底	(1) 分別意識の醸成 (2) 排出状況の調査 (3) 小規模事業所が適正に排出できる体制の構築
		施策1-2-3 資源化の検討	(1) 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導 (2) 紙おむつの資源化 (3) 事業系ごみの最適な資源化
		基本方針2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	施策2-1 安定的な処理体制の整備・維持
施策2-2 持続可能な処理の推進	(1) 環境負荷の低減(地球温暖化対策) (2) 市民負担・処理コストの軽減		
施策2-3 不法投棄等の対策	(1) 不法投棄対策 (2) 持ち去り対策		
施策2-4 事業所としての市の取組	(1) 市施設における3R (2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進		
基本方針3 食品ロスの削減 (食品ロス削減推進計画)	施策3-1 食品ロスの削減	(1) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究 (2) 家庭における食品ロスの削減 (3) 飲食店等における食品ロスの削減	
	施策3-2 未利用食品の活用	(1) フードドライブの実施	
基本方針4 市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化	施策4 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組	(1) 市民・事業者との連携 (2) 環境教育 (3) 各主体との連携・協働 (4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	

2 施策の展開



基本方針1-1 ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充(家庭系ごみ)

施策1-1-1 2Rの推進

循環型社会形成推進基本法(平成12年(2000年)6月2日公布)において、循環型社会の構築に向けた廃棄物・リサイクル対策の優先順位は、①発生抑制(Reduce:リデュース)、②再利用(Reuse:リユース)、③再生利用(Recycle:リサイクル)、④熱回収、⑤循環利用できない廃棄物を適正に処分と明確に示されています。

一方、令和6年(2024年)に実施した本市の市民アンケート調査では、「市民一人ひとりがごみの減量・資源化を進めるために、3R(Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)の中で最も大切なことは何だと思えますか。」という設問に対し、リサイクルの回答数が約50%と最も高く、リデュースの回答数は約38%、リユースの回答数は約12%に留まっています。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していく観点から、家庭におけるごみそのものの発生を減らす発生抑制(リデュース)の取組と、資源を最大限活用する観点から製品の適切な長期利用や再使用(リユース)の取組を重点的に推進します。

(1) 家庭系生ごみの減量

家庭系生ごみの排出量は減少傾向にあります。家庭系燃やすごみの約40%を占め、年間排出量は約8,000t(※)となっています。

生ごみの約80%は水分といわれており、捨てる前に水切りをすると、水分を約10%取り除くことができ、減量効果が見込まれるだけでなく、悪臭の防止や、ごみを収集する過程で生じる二酸化炭素の削減にもつながることから、水切りのポイント「濡らさない・絞る・乾かす」を引き続き呼びかけるとともに、具体的な取組方法について普及啓発を行います。

各家庭での生ごみの減量及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入費助成制度の活用を呼びかけるほか、継続して利用してもらうためライフスタイルに合わせた処理機の紹介、大規模集合住宅等を新設する場合の大型生ごみ処理機の設置又はディスプレイ排水処理設備の設置義務化を継続します。また、普及促進策の検討のため、家庭系生ごみ処理機の購入費助成制度活用者を対象に利用状況の追跡調査を行います。

※焼却量から、収集ごみにおける組成割合40%を用いて算出

(2) 使い捨てプラスチックの削減

プラスチック資源循環戦略(令和元年(2019年)、消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)及びプラスチック資源循環促進法では、前述の循環型社会形成推進基本法を踏まえ、①ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われている資源を徹底的に減らすこと、②プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、③再生材や再生可能資源に切り替えた上でできる限り長期間使用すること、④使用後は、持続可能な形で徹底的に分別回収し、循環利用を図ることを位置付けています。

市民に対しては、使い捨てプラスチックの削減に向けて、分別の徹底はもちろんのこと、マイボトル等の利用促進、消費者として購入時にどの製品を購入するのか（ごみになりづらい製品やリサイクルされた製品、生物由来の製品等）、どのように処分するのかを検討すること、販売店等における資源物の回収を活用すること等について普及啓発を行います。

日々の生活の中で使い捨てプラスチックの削減に取り組んでもらえるよう、市内公共施設等に水道管直結式ウォーターサーバーを設置するとともに、給水スポットマップの充実を図り、マイボトルの利用促進に向けて取り組むとともに、マイバッグ等の利用について引き続き啓発を行います。

また、市民が排出する使い捨てプラスチックの資源循環を促進するため、新たな資源化施策の創出に向け、大学や民間事業者における調査・研究・取組等に協力します。

(3) リユースの普及・拡大

再使用（リユース）の促進により、環境負荷の軽減（ごみの削減、温室効果ガス排出量の削減）だけでなく、廃棄以外の選択肢を提供することにより、市民の利便性向上や便益増大の可能性も考えられます。

市民アンケートでは再使用（リユース）の各取組に需要があることが確認され、家庭から排出される使用済製品等のリユース促進を図るため、不用品登録制度の継続や民間事業者と連携したリユース事業の創出等に取り組めます。

また、市民や各種団体が開催するイベントでの食品の提供に当たっては、リユース食器が利用されるよう助成制度を周知し、各主体と連携して取り組めます。

施策1-1-2 分別の徹底

基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向け、市民の皆さんの協力をいただき、現在22品目を分別収集し、資源化を積極的に進めています。資源化率（リサイクル率）は、人口10万人以上50万人未満の市町村の中で全国トップレベルを維持しています。一方で、毎年度実施している家庭系燃やすごみ組成調査の結果をみると、資源物の混入が20%以上あります。

「混ぜればごみ、分ければ資源」と言われますが、正しく分別しなければリサイクルすることはできません。焼却量の削減やリサイクルの促進のため、分別の徹底への意識の醸成を図ります。併せて、3Rに加え「Refuse:断る」や「Repair:修理する」など、ごみを減らす取組や工夫について普及啓発を図ります。

また、公平性の確保のため、適正排出の徹底に向けて引き続き取り組めます。

(1) 分別意識の醸成

ごみと資源物の分別の徹底やごみの減量・資源化への理解や関心を高めるため、各種広報媒体やホームページ、SNS、イベント参加、説明会の開催等の様々なツールを用いた情報発信を積極的に行います。

(2) ごみ組成の調査

家庭系燃やすごみ組成調査により、燃やすごみ中の資源化可能品目の混入割合や生ごみ

に占める食品ロスの状況等のデータを収集することで、市民の分別意識、現行の廃棄物処理施策の進捗を把握するとともに、今後のごみの減量・資源化方策や普及啓発策の基礎資料とします。

(3) 不適正排出の調査・指導

家庭系燃やすごみの排出量は減少傾向にあるものの、過年度のごみ組成調査の結果からも資源物の混入率が高い地域があるとともに、市民から不適正排出の通報を一定数受けています。

引き続き分別徹底に向けて啓発を行うとともに、不適正排出に対しては、公平性を担保するため、必要に応じて内容物調査や訪問指導を行います。

施策1-1-3 資源化の検討

限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す「ゼロ・ウェイストかまくら」の基本理念に基づき、新たな品目の資源化を検討します。

具体的には、現時点では焼却処理を行っているものの、家庭系燃やすごみの多くの割合を占めるとともに、資源化の可能性がある生ごみ及び使用済み紙おむつの資源化の実施に向けて、処理手法、用地の確保、施設整備、収集体制等の条件を整理し、環境面・財政面・安定性の観点から総合的に検討を進めます。

(1) 生ごみの資源化

家庭系燃やすごみの約40%を占める生ごみは、重量の80%以上が水分であり、収集及び焼却に当たり大きな負荷を生じます。生ごみを資源化することは、環境負荷の軽減(ごみ量の削減、燃焼効率の向上等)につながるとともに、基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に寄与します。

実施に際しては、施設候補地周辺住民との合意を得る必要があるほか、収集体制の確立、事業費の軽減といった課題がありますが、引き続き、本市の特性に応じた生ごみ資源化手法の検討を進め、安定的な処理体制の構築に向けた検討を進めます。

(2) 紙おむつの資源化

高齢化の進行に伴い、使用済み紙おむつの排出量は増加傾向にあると見込まれます。

紙おむつは、上質パルプ・プラスチック・高分子吸収材から構成されており、民間事業者と連携して実施した実証実験においても、分離処理は可能であり、製品化への可能性は見出すことができました。使用済み紙おむつの資源化は、基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に寄与するものではありませんが、現時点では、導入コストの面での課題があるほか、収集体制や施設整備用地の確保といった課題が挙げられます。

よって、引き続き国・県・他自治体・民間事業者の動向を注視するとともに、事業化に向けた資源化手法について検討を進めます。

基本方針1-2 ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充(事業系ごみ)



施策1-2-1 2Rの推進

施策1-1-1の家庭系ごみと同様に、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していく観点から、事業活動に伴い発生するごみの発生抑制への取組、拡大生産者責任に基づく取組の要請を行います。

(1) 事業系生ごみの減量

事業活動に伴い排出される事業系燃やすごみのうち、生ごみは約50%を占めています。

市内事業者の自己処理を促すため、大型生ごみ処理機の補助金交付制度について、令和5年(2023年)10月に補助対象を拡大して実施してきましたが、資料11の事業所アンケート結果においては、約65%の事業所が当該制度を知らなかったと回答しており、当該制度の周知及び活用促進を図ります。

(2) 拡大生産者責任に基づくごみの削減

拡大生産者責任は、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法等に規定され、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任(物理的又は財政的責任)を負うという考え方です。

事業者に対しては、廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による個別訪問等において、製造・販売におけるワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の再生可能資源への適切な代替や、製品回収、リサイクル体制の構築等について要請するとともに、事業者が行うプラスチック資源循環への関心の高まりを受け、プラスチック資源循環に向けた体制の構築に協力します。

また、拡大生産者責任に基づく事業者の負担の明確化等を促進する制度づくりについて、引き続き国、県へ要望します。

施策1-2-2 適正排出の徹底

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物処理法において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が定められています。市町村には、排出事業者に対し、その事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、かつ再生利用等を行うことによりその減量に努める重要な責任を有していることについて周知徹底及び適切な指導を行うよう求められていることから、引き続き排出事業者責任の周知徹底に努めます。

(1) 分別意識の醸成

ごみと資源物の分別の徹底やごみの減量・資源化への理解や関心を高めるため、廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による排出事業者への個別訪問、啓発チラシ・パンフレット等の配布、関連団体の定例会等での説明など様々な機会を捉えて意見

交換及び周知啓発を積極的に行います。資料Ⅱの事業所アンケート結果において、ごみ減量・リサイクルを促進するために必要な施策について、約半数が「マニュアルの提供」、次いで約36%が「事例紹介」、23%が「収集業者、リサイクル業者に関する情報提供」と回答しており、当該結果を参考に効果的な情報提供に努めます。

(2) 排出状況の調査

事業者から排出されるごみに含まれる資源化可能な物品の混入割合をごみ組成調査によりデータを収集することで、事業者の分別意識、今後のごみの減量・資源化方策や普及啓発策の基礎資料とします。

廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による事業者への個別訪問に当たり、排出状況調査の結果を踏まえた適正排出の指導、分別徹底やごみの減量・資源化に向けた各種施策、事例等の情報提供を行います。

また、市施設への産業廃棄物等の搬入を防ぐため、新たな搬入物検査の検討を進めます。

(3) 小規模事業所が適正に排出できる体制の構築

ごみの排出量が少なく、一般廃棄物収集運搬業許可業者との契約が難しい事業所での適正排出を促すため、燃やすごみに限り特例的に市が収集運搬処理を行う「少量排出事業所収集制度」について対象となる事業所等への普及に努め、制度活用の推進を図ります。また、資料Ⅱの事業所アンケート結果において、当該制度を利用しない事業所のうち約63%が「登録要件に当てはまらない」と回答しており、引き続き実態の把握に努め、対応を検討します。

施策Ⅰ-2-3 資源化の検討

限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す「ゼロ・ウェイストかまくら」の基本理念に基づき、新たな品目の資源化を検討します。

具体的には、現時点では焼却処理を行っているものの、資源化の可能性のある使用済み紙おむつや、事業系燃やすごみの多くの割合を占める生ごみの資源化の実施を検討します。また、事業系ごみの資源化処理の継続に向けて、民間事業者におけるリサイクル技術の進展を注視し、検討を進めます。

(1) 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、引き続き、多量排出事業者(ひと月の排出量3t以上)やフランチャイズ本部等に対し、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導を図るとともに、登録再生利用事業者との意見交換や情報収集等を通じ、準多量排出事業者(ひと月の排出量1t以上3t未満)、少量排出事業者(ひと月の排出量1t未満)への働きかけについても検討を行います。また、収集を担う一般廃棄物収集運搬業許可業者に対しても情報提供を行い、収集運搬ルート確保等を要請します。

市内小学校から出る給食残さの資源化に当たっては、大型生ごみ処理機の老朽化に伴い、順次、登録再生利用事業者における資源化処理に移行します。

(2) 紙おむつの資源化

高齢化の進行に伴い、使用済み紙おむつの排出量は増加傾向にあると見込まれます。

紙おむつは、上質パルプ・プラスチック・高分子吸収材から構成されており、民間事業者と連携して実施した実証実験においても、分離処理は可能であり、製品化への可能性を見出すことができました。

使用済み紙おむつの資源化は、基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に寄与するものであり、引き続き国・県・他自治体・民間事業者の動向を注視するとともに、事業化に当たっては、家庭系紙おむつの資源化と同様に、施設整備用地を確保することを前提とした上で、資源化手法、資源化処理への誘導方法等の検討を進め、実現に向けた取組を進めます。

一方で、事業系紙おむつの排出施設は限られていることから、排出事業者と連携し、排出施設内に減容又は資源化設備を導入することにより、焼却量の削減につなげる方策についても検討を進めます。

(3) 事業系ごみの最適な資源化

事業系燃やすごみは、令和9年(2027年)5月までの契約期間において、民間事業者が運営する乾式メタン発酵施設において資源化処理を行うこととしています。その後の処理については、将来的なごみの減量・資源化方策の実施時期を見据え、民間事業者による新たな技術の動向を注視し、安定的かつ効率的な資源化処理の調査・研究、費用対効果等を踏まえて検討を進めます。

基本方針2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

施策2-1 安定的な処理体制の整備・維持



人口減少や少子高齢化の進行、廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念され、将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理を確保するためには、より一層の取組が必要とされます。また、近年大規模な災害が頻発しており、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築の必要性も指摘されています。

将来にわたり安定的かつ適正なごみ処理を継続するため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づく2市1町における広域処理の推進やさらなる広域化の検討、高齢化の進行やライフスタイルの多様化に対応した排出方法等の見直しや福祉施策との連携、負担の公平性を確保するための処理手数料見直しやごみ有料化の継続、非常時のごみ処理体制の準備、処理手法を踏まえたごみ処理施設のあり方の検討を進めます。

(1) 広域連携によるごみ処理体制の維持・構築

ごみ処理の広域化は、人口減少等の廃棄物処理を取り巻く環境の変化に対応するため、各市町単独で処理するだけではなく、連携して取り組むことで、将来にわたり持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すものです。

令和7年度(2025年度)から実施している逗子市及び葉山町とのごみ処理広域化に当た

っては、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、各市町の役割を確実に担うとともに、逗子市との事務委託に基づき、逗子市焼却施設を中心に安定的かつ適切な処理ができるよう連携体制を構築します。

逗子市焼却施設の処理能力を超える燃やすごみの処理や、不測の事態が生じた場合の処理が滞ることのないよう、近隣自治体や民間処理施設とのバックアップ体制の構築及び充実に努め、確実に処理を行います。

また、安定的なごみ処理体制の構築に当たっては、逗子市焼却施設の稼働停止後に向けて将来の広域連携のあり方を具体化していく必要があるため、引き続き広域ブロック区割りの見直しや他の県内市町村との連携を検討します。令和9年度(2027年度)末に神奈川県において策定される長期広域化・集約化計画において、一定の方向性を示すことができるよう、2市1町において検討を進めるとともに、他自治体との協議、県への要望を行います。

(2) 家庭系ごみ戸別収集の実施

人口減少や高齢化の進行、クリーンステーションの維持管理に係る負担、多様化するライフスタイル等、ごみ処理を取り巻く環境は変化しています。市民のごみ出しに関する労力を軽減し、持続可能な収集体制を構築するため、家庭系ごみのうち、燃やすごみから戸別収集を実施します。戸別収集の実施により、排出者責任の明確化による分別の促進や不法投棄の削減につながるだけでなく、高齢者の見守りや道路損傷状況の確認等の副次的な効果も見込まれます。

令和8年度(2026年度)から全市域で家庭系燃やすごみの戸別収集を実施するとともに、収集データの収集・分析を通じたより効率的な収集体制の構築や増大する収集経費への対応、収集品目の拡大等について検討を進めます。

(3) 声かけふれあい収集の継続

福祉部局と連携し、ごみや資源物を排出場所まで運び出すことが困難な高齢者及び障がい者の世帯を対象に、声かけふれあい収集を実施しています。引き続き制度の利用を促し、収集員が週1回、戸別訪問して声かけによる安否確認を行いながら、ごみや資源物の収集を行います。

(4) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の定着

本市においては、ごみ処理の広域化を見据え、令和4年度(2022年度)から事業系ごみの新たな資源化を実施しています。国からは、排出事業者責任において処理原価相当額を徴収する方針が示されていることから、近隣自治体の処理手数料や家庭系一般廃棄物処理手数料との均衡、社会情勢の変化、排出事業者に過度な負担が生じないように配慮した上で、引き続き事業系ごみ処理手数料の見直しを図ります。

また、家庭系ごみの有料化を実施後、家庭系ごみの市民1人1日当たりの排出量は減少傾向にあり、実施による減量効果が見込まれることから、家庭系燃やすごみと燃えないごみの有料化を継続し、定着を図ります。

(5) 災害時の協力支援体制

災害発生時は、本市の災害廃棄物処理計画に基づき、被害状況に応じて、国・県・関係団体

等と連携し、災害廃棄物の処理を行います。

平時には、国・県計画の改定や訓練等による知見の蓄積を踏まえ、災害廃棄物処理計画の適時の見直しを図ります。また、災害支援協定を締結した民間事業者等との情報交換や廃棄物処理を行う民間事業者との連携により、発災時に迅速かつ円滑な対応が図れるよう準備します。

(6) ごみ処理施設等のあり方の検討

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画や生活環境整備審議会答申等を踏まえ、令和7年度(2025年度)からごみ処理の広域化を開始しています。今後は、本市のごみ処理の中核を担うごみ中継施設の整備を着実に進めるとともに、本市のごみ処理施策に応じた資源化処理施設の整備や、施設運営に当たり喫緊の課題を有する施設の移転又は再整備に向けた検討・協議を行います。

施策2-2 持続可能な処理の推進

地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つです。廃棄物分野においては、廃棄物の排出抑制、焼却量の削減、廃棄物エネルギーの活用等、廃棄物処理・資源循環の取組を通じて温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策に貢献することができます。

また、人口減少や少子高齢化の進行、廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大等、廃棄物処理を取り巻く環境が大きく変化する中でも、適正処理の確保はもとより、将来に過度な負担を残さないよう、環境負荷の軽減、廃棄物処理に係る市民負担や財政負担にも配慮した、持続可能な処理体制のあり方を検討していく必要があります。

(1) 環境負荷の低減(地球温暖化対策)

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、廃棄物処理分野においても取組が求められています。

本市においては市内に新たな焼却施設を建設せずにさらなるごみの減量・資源化を推進することで基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しており、施策1-1-1、施策1-2-1の実施を通じて、家庭及び事業者から排出される燃やすごみの焼却量の削減に努めます。特に、焼却に伴う温室効果ガスの発生量は主にプラスチックの焼却によるものであり、施策1-1-1(2)によりプラスチックごみの削減に努めます。

また、施策1-1-3、1-2-3における資源化の検討に当たり、環境負荷を考慮した手法選択を行うとともに、引き続き有料袋にバイオマスプラスチックを配合するほか、収集事業者と連携しEVごみ収集車の導入について検討します。

(2) 市民負担・処理コストの軽減

基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現による環境負荷の軽減や持続可能な収集体制の構築に当たり、ごみ処理経費の増大が想定されますが、国・県・他自治体・民間事業者の動向を注視し、収集運搬、中間処理、最終処分方法等について見直しを図り、可能な限り経費削減に努めます。

また、市民のごみ出し労力を軽減するとともに収集運搬や中間処理の経費削減にも寄与することから、分別品目の統合について課題を整理し、検討を行います。

施策2-3 不法投棄等の対策

不法投棄は、法令により禁止されている行為であり、海洋プラスチック問題などの環境汚染や景観の悪化等の問題を引き起こす可能性もあります。また、資源ごみ等の持ち去りも条例により禁止されている行為であり、市民及び事業者に対して適正排出の普及啓発を図るとともに、未然防止策を講じます。

本市は観光都市の特徴を有し、市内でオーバーツーリズムが発生している地域もあります。観光客による飲食ごみやペットボトルの投棄等により、景観や生態系、地域住民の生活に悪影響を及ぼす状況であり、ごみ問題への対応は急務となっています。情報発信とマナー啓発によりポイ捨て・置き捨てごみの発生を抑制するとともに、事業者への協力を要請します。

(1) 不法投棄対策

ごみの不法投棄は犯罪行為であり、陸域で投棄されたごみが河川等を経由して海域に流出することや直接海域に排出されることによるプラスチックごみの流出により海洋汚染が生じていることも踏まえ、不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を保全するため、県、必要に応じて警察と連携を図り、パトロールや防止看板の提供、不法投棄者への警告、土地所有者への協力依頼を行います。

(2) 持ち去り対策

家庭からクリーンステーションに排出された資源物は市の所有物であることから、持ち去りを未然に防止するため、指導や看板の設置を行うとともに、発生時には警察と連携して対応します。

施策2-4 事業所としての市の取組

市は、市内にある事業所の一つとして率先して3Rに取り組みます。取組に当たっては、市で定めた環境方針に基づき、ごみの減量・資源化やグリーン購入の促進のほか、職場内の教育や啓発を行い、職員一人ひとりの取組を促進します。

(1) 市施設における3R

本市が率先して環境に配慮した取組を実践するため、ミックスペーパー、プラスチック類、生ごみなどの資源化を推進し、ごみの減量に努めます。また、市役所、学校、その他市の施設において、職員一人ひとりが率先してマイバッグやマイボトルの使用、紙の使用量の削減などの3Rの取組を実践します。

また、原料が植物等の再生可能な資源であるバイオマスプラスチックを含む家庭系ごみの有料袋を引き続き導入します。

(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進

市が購入する物品や資材は、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない再生品やグリーン購入対象品を選択するよう努めます。



基本方針3 食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)

施策3-1 食品ロスの削減

食品ロス問題は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲットの1つとして掲げられ、国際的にも重要な課題として認識されています。また、食品ロス削減推進法では、食品ロスの削減は、食料の多くを輸入に依存する我が国にとって真摯に取り組むべき課題であり、生産者や消費者それぞれの立場において主体的に取り組むこと、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着、まだ食べることができる食品は廃棄することなく食品として活用することが重要とされています。

1 食品ロス削減推進計画の位置付け

食品ロス削減推進法第13条第1項に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2年(2020年)3月31日閣議決定)や「神奈川県食品ロス削減推進計画(令和4年(2022年)3月策定)」等と整合を図り、推計量及び施策等を整理し、鎌倉市食品ロス削減推進計画として位置付けます。

2 計画期間

第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画と同期間とします。

3 食品ロスの現状と課題

日本国内の食品ロス量は年間464万t(令和5年度(2023年度)推計)と推計されており、そのうち、家庭系食品ロス量が233万t、事業系食品ロス量が231万tとされています。

事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が約5割を占め、次いで外食産業が約3割を占めています。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「製造工程の原材料端材」、「返品」、「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」、「作りすぎ」等が挙げられます。

家庭系食品ロスの内訳をみると、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」となっています。

4 本市の現状と課題

本市の家庭系燃やすごみに占める厨芥類の割合については、平成13年度(2021年度)から組成調査を開始して実態把握を行っています。令和5年度(2023年度)の家庭系燃やすごみ組成調査結果では40.6%であり、環境省が公表した「令和5年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」に示されている、生活系ごみ収集量に対する食品廃棄物の発生量の平均割合約30~32%と比較すると、約10%高い値となっています。要因として、本市の資源化率(リサイクル率)は同規模自治体でトップレベルであることから、燃やすごみ

中の資源物の量が少なく、厨芥類の割合が相対的に高くなっていることが考えられます。また、同調査結果では、厨芥類のうち未開封食品類が9.4%となっており、過年度より増加傾向にあります。また、食べ残し等が81.1%と過年度と同水準となっており、厨芥類の中でも大半を占めています。なお食べ残し等には、タバコの吸い殻やコーヒーかす、茶殻やその他の分類不能な生ごみも含まれていることから、環境省報告書との単純な比較が難しいため、今後の組成調査の実施に当たっては、調査内容の検討が必要と考えています。

事業系燃やすごみに占める厨芥類の割合は、令和5年度(2023年度)事業系一般廃棄物組成調査結果では48.8%であり、そのうち未開封食品類が14.8%、食べ残し等が28.1%となりました。ただし、調査年度により結果にばらつきがあることから、引き続き、調査結果を踏まえ、経年変化を把握していく必要があると考えています。

表2-18 食品ロス量の現状(再掲)

		H13	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系	燃やすごみ収集量(t)	31,637	24,191	20,092	19,866	19,570	18,710	19,197	実施なし	19,733	19,340	18,606
	未開封食品量(t)	769	714	354	425	444	391	361		592	600	711
	食品ロス量(t)	-	-	-	-	-	-	-		-	7,759	7,185
事業系	燃やすごみ収集量(t)	実施なし	実施なし	10,892	実施なし	10,098	実施なし	9,357	実施なし	8,007	実施なし	7,766
	未開封食品量(t)			270		97		21		101		561
	食品ロス量(t)			-		-		-		1,635		2,432
合計	燃やすごみ収集量(t)	-	-	30,984	-	29,668	-	28,554	-	27,740	-	26,372
	未開封食品量(t)			624		541		381		693		1,271
	食品ロス量(t)			-		-		-		9,394		9,547

※新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により令和2年度(2020年度)はいずれも実施せず、事業系は令和4年度(2022年度)まで隔年の実施です。

5 国の関連計画、削減目標

国の関連計画、削減目標は、表2-19のとおりです。

表2-19 国の関連計画、削減目標

年	関連計画・削減目標
2016	第3次食育推進基本計画 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を、2020年80%とする
2018	第四次循環型社会形成推進基本計画 ・家庭系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる ・事業系食品ロス：今後、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（食品リサイクル法の新たな基本方針）で目標を設定
2019	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 ・事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる
2019	食品ロスの削減の推進に関する法律
2020	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定） ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする
2021	第4次食育推進基本計画 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を、2025年80%とする
2024	第五次循環型社会形成推進基本計画 ・食品ロス量半減（計画フォローアップに当たって、進捗把握する項目）
2025	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 ・事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる
2025	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月25日閣議決定） ■目標 ・家庭系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる ・事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする

国が掲げる食品ロスの削減の方針及び目標を踏まえ、本市においても様々な機会を通じて普及啓発を図るとともに、市民及び事業者と連携した取組を進めます。

6 施策の展開

(1) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究

家庭から排出される燃やすごみのうち、生ごみに占める未開封食品類や過剰除去（食材の下処理の際に除去・廃棄される可食部）の割合は増加傾向にあります。また、事業活動に伴い排出される燃やすごみの約50%が生ごみであり、未開封食品類や食べ残し等、過剰除去が多くの割合を占めています。家庭系ごみ、事業系ごみともに、引き続きごみ組成調査によりデータ収集・分析を行います。

また、調査・分析結果を踏まえ、市民及び事業者には有意義な情報提供を行うとともに、特徴に応じた施策の企画立案につなげます。

(2) 家庭における食品ロスの削減

食品ロスは、発生要因ごとに「食べ残し」、「直接廃棄」、「過剰除去」の3つに分類されます。それぞれの発生抑制のため、家庭でできる食品ロス削減の取組について、引き続き各種広報媒体やパンフレット、SNS等による周知啓発を行います。

また、未開封食品のうち、まだ食べられるものは、フードドライブへの誘導を図ります。周知啓

発に当たっては、国・県等の取組に合わせて実施するなど、より効果的な方策を検討します。

(3) 飲食店等における食品ロスの削減

事業活動に伴い発生する食品ロスは、主に食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「製造工程の原材料端材」、「返品」、「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」、「作りすぎ」等が挙げられます。

廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による排出事業者への個別訪問時には食品ロス削減に関する周知啓発を引き続き行います。

本市は観光都市であるため、飲食店の割合が高いことから、飲食業組合や商工会議所等とも連携し、食品ロス削減協力店登録制度の普及啓発と各種取組への協力依頼（3010運動の推進、少量メニューの導入、ドギーバッグの利用促進等）、食品ロス削減協力店マップの充実を図ります。

施策3-2 未利用食品の活用

新たに策定された食品寄附ガイドライン（令和6年（2024年）12月、食品寄附等に関する官民協議会）において、食品の寄附者や寄附を受けるフードバンクをはじめとする各主体の遵守事項が整理されました。地方公共団体には、フードバンク等の活動の支援や、関連主体への食品寄附に係る普及啓発等が求められています。また、「フードドライブ実施の手引き」（環境省）において、フードドライブの実施は、食料の支援を必要とする人への支援を通じた貧困問題の解消、分け合う心（福祉）の醸成、地域の関係性作り、共助・公助の土台作りといった本来の目的・効果をもたらすだけでなく、地方自治体自らがフードドライブを実施することで、地域住民の食品ロスへの関心を高められるほか、地域住民個々人のフードドライブ活動への参加が、家庭系食品ロス削減に向けた取組を動機付けし、行動変容となる後押しにつながるとしています。

本市においても、福祉及び環境の両側面から未利用食品の活用に引き続き取り組みます。

(1) フードドライブの実施

食品ロスの削減及び生活困窮者への支援を強化するため、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡すフードドライブを福祉部局と連携して引き続き実施します。フードドライブの実施に当たっては、利用促進を図るため、広報活動の実施、年間を通じた受入体制の継続、受入窓口の拡充、市他施策との連携を進めるとともに、製造、販売を行う事業者等に対してフードバンクの活用を促す情報提供を行います。

基本方針4 市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策4 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組

3R及びプラスチック資源循環戦略で提唱されたリニューアブルの取組を進めるためには、消費行動や経済活動に係る市民、事業者、行政の連携・協働が欠かせません。市は、市民、事業者、市民団体など、様々な主体との連携強化を進め、各主体が自立した取組を展開しつつも、複数の主



体が協働して取組を発展できるような体制の整備を行います。

(1) 市民・事業者との連携

本市では、市民・事業者と市とのパイプ役、ごみの発生抑制、減量及び資源化に関する地域社会のリーダーとしての役割を担い、地域に密着した活動により快適な生活環境の創造と循環型社会の構築を目指すことを目的に廃棄物減量化等推進員制度を設けています。当該制度に基づき、市内自治・町内会及び事業者団体から選出・任命し、本市のごみ処理施策の現状や今後の展開、排出時の注意事項等について、推進員を通じて、市民や事業者団体等に情報共有や協力依頼を行います。

また、地域における3R推進事業に対して奨励金を交付する制度を用い、環境に配慮した消費活動の啓発を行うとともに、事業者に対しては、訪問指導等による連携を行います。

(2) 環境教育

地球温暖化やプラスチックによる海洋汚染等による地球環境の悪化が深刻化しており、その対応が緊急かつ重要な課題となっています。次世代を担う子どもたちに、環境への負荷を軽減し、持続可能な社会を構築することの重要性とそのためのできる取組について、身近なごみ問題を通じて学び、考えてもらう環境教育には、重要な意義があります。環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけるきっかけとなるよう、小・中学校への出前講座の実施や教材の充実、環境学習の受入れを実施します。

(3) 各主体との連携・協働

市が主体となっていく施策だけでなく、事業者、NPO・NGO等の民間団体が自主的、主体的に行う活動に対する支援、参加等を行い、各主体と協働して3R+Renewableを推進します。また、主体間の連携についても、市を通じて協働の輪を広げられるよう努めます。

(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

市民のみでなく、市内への通勤・通学者や観光旅行者に対しても、給水スポットマップの公開によるマイボトルの利用促進や食品ロス削減協力店マップの公開による食品ロスの削減等、SNSやメディアを通じた情報発信を行うとともに、イベントへの出展や店舗・鎌倉駅地下通路等への掲示を通じてごみの減量、持ち帰りの啓発を行います。外国人旅行客にも分かりやすい多言語表記による啓発も行っています。

また、飲食物等を販売する事業者に対しては回収箱の設置や、滞在者に向けた啓発の要請を行います。

なお、発見された不法投棄に対しては、施策2-3(1)のとおり投棄者への警告を行うほか、警察等の関連機関とも連携を図り、適切に対処します。

